

整理番号	4 - 3
------	-------

令和4年度
第428回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和4年8月2日
13:25 ~ 14:40
千葉労働局1階会議室

令和4年度
第428回 千葉地方最低賃金審議会

1 日時 令和4年8月2日(火) 13:25~14:40

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、鈴木委員、中原委員、大竹委員

労働者側委員

中島委員、田中委員、野田委員、鈴木委員、岡田委員

使用者側委員

高橋委員、今関委員、黒岩委員、神田委員、池田委員

4 議題

- (1) 地域別最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見について
- (2) 意見陳述
- (3) 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について
- (4) 最低賃金に関する基礎調査の結果について
- (5) 千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
- (6) 今後の審議日程等について
- (7) その他

5 配付資料

千葉県最低賃金の改定決定に係る意見書等

資料 1-1 千葉県労働組合連合会 意見書

資料 1-2 千葉県労働組合連合会 署名・要請書

資料 1-3 自治労連千葉県本部女性部 意見書

資料 1-4 生協労連コープネットグループ労働組合 意見書

資料 1-5 ちば合同労働組合 要請書

資料 1-6 日本労働組合総連合会千葉県連合会 意見書

資料 1-7 日本労働組合総連合会千葉県連合会 要請書

資料 1-8 JAM東京千葉 千葉県連絡会 意見書

(関係労使以外)

- 資料 1 - 9 千葉県弁護士会 会長声明
- 資料 2 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について
(目安答申・目安に関する公益見解・目安に関する小委員会報告)
- 資料 3 令和4年賃金改定状況調査結果
(第2回目安に関する小委員会資料No.1)
- 資料 4 令和4年度最低賃金に関する基礎調査報告
- 資料 5 最低賃金に関する基礎調査結果(特性値)の推移
- 資料 6 令和4年千葉県最低賃金改正の影響率
- 資料 7 生活保護と最低賃金
(第2回目安に関する小委員会資料No.2)
- 資料 8 千葉県における特定最低賃金の改正の申出一覧表
- 資料 9 千葉県最低賃金の引上げ額と目安額との関係
- 資料 10 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果(全国と千葉県)
- 資料 11 県内経済情勢(令和4年7月判断・千葉財務事務所発表)
- 資料 12 毎月勤労統計調査地方調査結果月報(令和4年5月分)
(千葉県発表)
- 資料 13 最近の雇用失業情勢(県内・令和4年6月分・千葉労働局発表)
- 資料 14 - 1 千葉地方最低賃金審議会運営規程(案)
- 資料 14 - 2 千葉地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)
- 資料 14 - 3 千葉地方最低賃金審議会専門部会運営規程(案)
- 資料 14 - 4 千葉地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程(案)
- 参考資料 1 第2回目安に関する小委員会 配布資料
(令和4年7月12日開催)

< 資料内訳 >

- 資料 1 令和4年賃金改定状況調査結果(本審資料No.3)
- 資料 2 生活保護と最低賃金(本審資料No.9)
- 資料 3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率
- 資料 4 賃金分布に関する資料
- 資料 5 最新の経済指標の動向
- 参考資料 1 委員からの追加要望資料
- 参考資料 2 足下の経済状況等に関する補足資料
(更新部分のみ抜粋)
- 参考資料 3 主要統計資料(更新部分のみ抜粋)
- 参考資料 2 第3回目安に関する小委員会 配布資料
(令和4年7月19日開催)

< 資料内訳 >

- 参考資料 委員からの追加要望資料

参考資料 3 第4回目安に関する小委員会 配布資料
(令和4年7月25日開催)

< 資料内訳 >

参考資料 1 足下の経済状況等に関する補足資料
(更新部分のみ抜粋)

参考資料 2 主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

6 議事内容

会長

ただ今から、第428回千葉地方最低賃金審議会を開催いたします。

本審議会は、運営規程第6条に基づき公開で開催することになりますので、公示いたしましたが傍聴される方はおりませんことを御報告いたします。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、よろしくご報告いたします。

前回の審議会に労働基準部長が欠席しておりましたので、労働基準部長から御挨拶をいただきたいと思っております。

労働基準部長

御挨拶が遅れて本当に恐縮です。所要のため、前回欠席させていただきました。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

会長

本審議会の成立について事務局から報告をお願いします。

賃金室長補佐

本日は、公益委員の下田委員が所用で欠席との御連絡をいただいております。したがって、労働者側委員5名、使用者側委員5名、公益委員4名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

会長

それでは審議に入らせていただきます。

議題(1)の「地域別最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見について」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

7月12日に開催された第427回本審議会におきまして、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会会長に千葉県最低賃金の改正決定について諮問がなされ、これを受け、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項の定めるところにより公示を行い、関係労使から意見を求めたところです。そうしましたところ、御手元の資料 1の1から9までのとおり、意見書の提出がございました。意見の概要を御説明させていただきます。

千葉県労働組合連合会からは、「2022年度千葉地方最低賃金額改定の目安検討にあたっての意見」と題し、千葉県の最低賃金を直ちに時給1,500円以上に引き上げること。最低賃金を全国一律最低賃金制度に改正すること。最低賃金と生活保護との整合性をはかる算定方法として、生活保護の級地や公課負担の補正の際には千葉市の値を用いること。千葉県最低賃金審議会において意見陳述の場を設けること。中小企業・小規模事業者への負担軽減策として支援制度の拡充を求めるとの意見でございます。

また、千葉県労働組合連合会を取扱団体とする「千葉県の最低賃金をただちに時給1,500円以上に引き上げるとともに地域間格差の解消を求める要請書」と題し、千葉県の最低賃金を直ちに時給1,500円以上に引き上げること、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため中小企業・小規模事業者に対する各種助成金を拡充することを求める署名6,347筆が提出されました。

自治労連千葉県本部女性部からは、「直ちに時給1,000円以上、早期に時給1,500円を実現し、すべての労働者が安心して働き生活できる賃金制度の確立を求める意見書」と題し、千葉県の最低賃金を直ちに時給1,000円以上へ引き上げるとともに、早期に時給1,500円を目指すこと。女性の貧困・子どもの貧困をなくし、少子化の地域間の経済格差を解消するために全国一律最低賃金制度を確立することとの意見でございます。

生協労連コープネットグループ労働組合からは、「2022年度千葉地方最低賃金額改定の目安検討にあたっての意見」と題し、千葉県の最低賃金については、中央最低賃金審議会の目安額にとらわれることなく審議すること。全ての労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金の水準という視点で議論し、地域経済の発展や活性化のためにも千葉県最低賃金を1,500円へ引き上げること。直ちにできない場合は1,500円に到達する目標を示すこととの意見でございます。

ちば合同労働組合からは、「最低賃金の大幅引き上げ（時給1,500円以上）の答申を」と題し、千葉県の最低賃金について時給1,500円以上の答申を行う

こと。意見聴取等の機会をいっそう増やすこと。審議会における議論の積極的公開を行うこと。最低賃金の大幅増に向けて最低賃金審議会が積極的に活動することとの意見でございます。

日本労働組合総連合会千葉県連合会からは、「千葉県最低賃金改正に対する意見書」と題し、コロナ禍の収束が見通せない中、各種政策支援により事業環境は支えられている。一方、最低賃金近傍で働く労働者の生活困窮度は深刻さを増す状況にあるからこそ、最低賃金法第1条に定める目的が達せられる改定額となるよう審議会運営に努めること。連合がマーケットバスケット方式で、最低必要生計費を満たす賃金水準としてのリビングウェイジを示している千葉県の指標1,070円（成人単身）の早期実現を目指すこと。地域別最低賃金の審議に当たっては、地域の実態も反映した審議とすること。他県への労働力の流出防止等の観点からも、近隣県との格差是正について配慮した審議とすることとの意見でございます。

また、これとは別に、同組合より「2022年度最低賃金及び特定（産業別）最低賃金に関する要請書」と題し、コロナ禍の収束が見通せない中、各種政策支援により事業環境は支えられている。一方、最低賃金近傍で働く労働者の生活困窮度は深刻さを増す状況にあるからこそ、最低賃金法第1条に定める目的が達せられる改定額となるよう審議会運営に努めること。早期に全国平均1,000円以上とすることを目指しているが、県民が安心して暮らすためのセーフティネットとしての役割を果たすための金額とすることや、同一ランクの格差是正を視野に入れた審議を求める。中小・小規模事業者への支援策の周知、業務改善助成金については活用しやすい環境を整備すること。特定最低賃については、その意義や目的を踏まえ、それぞれの産業を代表する労使の自主性と役割を尊重した審議会運営と、適切な申出がされている業種については必要性ありとし、具体的な金額審議については当該産業の労使に委ねるよう求めるとの意見・要望がございました。

JAM東京千葉千葉県連絡会からは、「千葉県最低賃金ならびに特定（産業別）最低賃金に関する意見書」と題し、全国平均が1,000円以上を目指し、千葉県最低賃金の今年度の引上額を審議すること。特定最低賃金の存続必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正を目指す目的や意義を持つ特定最低賃金を存続させることとする意見・要望でございます。

意見・要望ではございませんが、千葉県弁護士会より「大幅な物価上昇に対応するための最低賃金大幅引上げの断行及び実効的中小企業支援を求める会長声明」が送付されました。

本日紹介させていただきましたものにつきましては、この会場に原本を持

参っておりますので、後ほど御確認いただくことができます。

会長

事務局から関係労使等の意見について説明がありましたが、このことについて、何か御発言はございますか。

一同「意見なし」の声

会長

続きまして、議題（２）の「意見陳述」です。
事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

千葉県労働組合連合会から提出のあった意見書において、意見陳述に関する要請を受けました。7月12日に開催した第427回本審議会及び運営小委員会において、陳述の場を設けることについて御了承いただいているところです。

陳述人は1名で、生協労連コープネットグループ労働組合千葉県支部のAさんです。

会長

陳述人は、5分程度で説明をお願いします。

陳述人

私は生協コープみらいの労働者を組織している労働組合のAと申します。よろしくお願いいたします。上部団体は千葉県労働組合連合会です。現場の状況、普通の人暮らしなどについてお話ししたいと思います。

昨日、最低賃金が31円上がるという話があり、それはそれで大変うれしいのですが、例えば、この物価高や電気代の高騰で、私も現場の皆さんにお聞きすると、結構大変であると。自宅に居るよりは仕事に行っていた方がいい、冷房も効いているし、涼しいし。私も先週金曜日に、自分の自宅で、冷房をつけないで1日やってみました。とてもとても苦しかったです。それを自分があえてやっているの、冷房をつければいい話なのですが、こういう状況に、普段、電気代がもったいない、子供がいるならプールに行って欲しい、図書館に行って欲しいという家庭があるということを皆さんに知っていただきたい。物価が上がって、よくテレビなどでは、一品減らせばいいじゃんって言いますけど、一品しかもう出してません、もう減らせませんよってというような声

を現場の非正規の方であったり、シングルの方から聞くと、もう本当に私も心が痛いです。私も生協の労働組合の専従をしておりますので、生協の中の賃金を1円でも2円でも高くということで毎年春闘をやっておりますが、どうしても地域の最低賃金に引っ張られるところがあります。ですので、千葉県最低賃金は1円でも高くしていただきたいと思っております。

陳述書の3のところに記載しておりますが、転職を希望する方、生協に入ってから2年、3年すると、また変わっていくと。特に生活が懸かっている人がそうですね。聴き取りでは、どうしてという話をすると、同じ職種で時給の比較をすると千葉県内で働くより東京都内で働いた方が良いという回答をされます。コープみらいは、東京・埼玉・千葉の3都県で事業をしておりますので、同じコープみらいの中でも、やっぱり東京の方が時給は高いです。地域最賃が高いので、お店や配達の仕事であっても東京の方が高いです。皆さん御存知のとおり90円の差がありますので。江戸川とか橋を渡ったらすぐ東京です。ということで、やはり東京へ働きに行ってしまう。

ダブルワークしている非正規社員も沢山います。昔は、非正規の女性は旦那さんの補助だよねという働き方をしていましたが、今は正規職員から正規雇用に働き方が置き換えられており、非正規雇用は今、40%を超えています。そのうちの3割以上が主たる生計者であったり、シングルであったり、家庭の補助という人はコープみらい、生協であっても減ってきています。

陳述書の次のページをみていただきたいのですが、パートさんの実態の聴き取りを毎年行っております。陳述書の一番後ろにも付いておりますけども、パートさんの実態です。この方は60代で、夫が68歳。この方は、先日、65歳の定年で仕事をお辞めになりました。夫も扶養していますと。子供も成人しているので日々の生活に困ることは今のところありません。しかしカツカツ。はっきり言って貯金なんか絶対出来ません。老後2,000万円かかると言われているけれど、何のことだが、ちょっと鼻で笑っちゃうよねというような、そのくらいの感じです。これが人間らしい暮らしと言えますか。収入の割には介護保険料や社会保険料が負担。何年まで働けるのだろうかと言われても、申し訳ないけれども65歳定年でお辞めになって頂くしかありませんでした。働けなくなった時に暮らしていけるだろうか。ここが辛くてですね、長生きしなければ何とかなる。こんなことを言わせる賃金で働かせている自分の生協が情けないですし、そういう国が情けないと思っております。非正規で働いている人は、働いている時は低賃金、年金生活になっても低年金。もう本当に苦しいですよということです。この状況を抜け出せるように、1日でも1円でも、早く時給が上がるといいねということです。

最後ですが、どこで暮らしても同じ仕事には同じ賃金、同一価値労働・同

一賃金を実現させ、今のような地域間格差を解消し、全国一律の最低賃金の制度にすることが必要です。諸外国では1,600円や1,700円がもう当たり前になっています。非正規労働者の一人一人の賃金が、生活するために必要な生計費となっています。こうした現状から、最低賃金を大幅に引き上げることが喫緊の課題です。千葉県最低賃金については、できれば31円の引上げ目安額から大幅に上げていただき、誰もが人間らしく暮らせる時給である1,500円にするように、一日も早い実現を願いたいというのが私の切なる願いでございます。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。陳述人から御説明いただいた内容について、お尋ねになりたいことがございましたら、発言をお願いいたします。

一同「特になし」の声

会長

よろしいですか。

それでは、以上となります。ありがとうございました。

会長

次に議題（3）の「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」です。状況等について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

御手元の資料 2を御覧いただければと思います。既に報道等でも御存知かと思いますが、本日午前中に中央最低審議会が開催され、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣あてに答申が示されましたので、その内容を皆様へお伝えいたします。

1. 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
2. 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
3. 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4. 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。
5. 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したのものとするなどのより一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。
6. 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)及び「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

という内容でございます。

次に、目安の概要を説明させていただきます。次のページの公益委員見解をご覧ください。目安に関する小委員会において、今年度の引上額の目安は、A・Bランクが31円、C・Dランクが30円。千葉県はAランクですので31円ということになります。項目2(1)の中段以降に公益委員見解を取りまとめるに当たって検討した事項、アからカまで6点が示されております。一つは賃金、続いて労働者の生計費、通常の事業の賃金支払能力、各ランクの引上額の目安、政府に対する要望、地方最低賃金審議会への期待等というように整理されております。また、生活保護水準と最低賃金を比較し、乖離が生じていないか検討することが必要だとしております。最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要であるといった内容でございます。以上が目安に関する答申の内容でございます。

続きまして、令和4年賃金改定状況調査結果の概要について御説明申し上げます。御手元の資料No.3を御覧ください。今回のAランクにおける調査集計事業所数は1,395事業所となっております。調査対象期日及び項目は、令和3年6月及び令和4年6月における労働者の月間所定労働日数と1日の所定

労働時間数、労働者の所定内賃金額等でございます。賃金改定率につきましては、令和4年1月から令和4年6月までの事実について調査した結果でございます。

次に、3ページの第1表、賃金改定実施状況別事業所割合の産業計のランク計の欄を御覧ください。1月から6月までに賃金引上げを実施した事業所は、前年の36.3%から0.6%増の36.9%となっております。また、賃金改定を実施しない事業所につきましては、前年から2.0%減の46.8%でございました。7月以降に賃金改定を予定している事業所ですが、前年の13.5%から1.5%増の15.0%でございました。ランク計欄を産業別にみますと、1月から6月までに賃金引上げを実施したとする比率は、昨年に比べ7業種のうち5業種が増加、1業種が減少、1業種が同一となっております。

なお、千葉県はAランクに属しますので、産業計のA欄をみますと、1月から6月までに賃金引上げを実施した事業所は36.8%で、資料には記載がございませんが、去年は34.2%でしたので対前年比2.6%増となっております。1月から6月までに賃金引下げを実施した事業所は2.0%です。去年は1.4%でしたので、対前年比0.6%増となっております。賃金改定を実施しない事業所は45.7%で、去年は52.6%でしたので、対前年比6.9%減となっております。7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所は15.5%で、去年は11.8%でしたので、対前年比3.7%増となっております。

次のページの第2表を御覧ください。こちらは事業所の平均賃金改定率でございます。ランク別、産業別に平均賃金改定率を示したものでございます。賃金引上げ実施事業所についての賃金改定率は、ランク計の産業計で3.5%、対前年比0.5%増でございました。また、賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計では、ランク計の産業計で1.1%、ランクAの産業計で1.0%でございました。

次のページの第3表を御覧ください。事業所の賃金引上げ率の分布の特性値でございます。これは賃金引上げ実施事業所について、賃金引上げ率の分布状況を特性値により示したものでございます。ランク計の産業計をみていただきますと第1四分位数は1.1%、第3四分位数は4.2%といった数値でございます。

次のページの第4表を御覧ください。一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率ですが、これは一般労働者とパートタイム労働者を合わせた賃金上昇率で、全調査事業所のものを取りまとめたものでございます。男女計、産業計の1時間あたり賃金額を前年同月と比較しますと、ランク計では、本年は1,392円と去年の1,371円より21円上がっております。賃金上昇率は去年の0.4%に対して今年は1.5%となっております。なお、千葉県が属するA

ランクについてですが、本年は1,543円で昨年の1,521円より22円上がっております。賃金上昇率は、昨年が0.5%で、今年は1.4%となっております。

次のページの第4表 でございます。下段のパートのAランクでは、産業計で本年は1,245円と昨年の1,223円より22円上がっております。賃金上昇率では1.8%となっております。

労働基準部長

先ほどの公益委員会見解・指針についてと、答申の内容について中身を御説明いたします。資料No. 2です。答申では意見の一致をみるに至らなかったとなっております。地方審議会での審議に資するため目安に関する公益委員見解及び目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとするということになっています。公益委員見解の前に小委員会報告があり、小委員会報告では、労働者側の見解として、経済社会の活力の源である人への投資が必要であり、その重要な要素の一つが最低賃金引き上げにほかならないと主張されました。また、春季生活闘争では、賃上げの広がりや底上げを図ることが出来たこと。加えて、現在の最低賃金の水準ではワーキングプアの水準にとどまり、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきであること。それから、生活水準の維持向上の観点から、消費者物価上昇率を考慮した引き上げが必要であること。そして、地域間の賃金格差を放置しないように、その辺についても中央最低審議会で受け止めるべきであること。以上を踏まえて、本年度は「誰もが時給1,000円」への通過点として、「平均1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であるということ等を主張されております。

使用者側の見解といたしましては、中小企業を取り巻く経営環境について、企業規模と業種により回復基調の格差が生じ、さらに新型コロナウイルス感染症の影響による景気低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻に対する金融制裁やエネルギー問題などの国際経済情勢の変化の影響を大きく受けており、予断を許さない状況であること。加えて、中小企業の労働分配率が高い中、最低賃金は過去最高額を更新する引き上げが行われており、影響率も高止まりしている。そのような中で、引き続き新型コロナウイルス感染症や、原材料費の高騰、物価の上昇、円安の進行等、それら中小企業の経営状況や地域経済の実情を各種資料からの的確に読み取り、各種データによる明確な根拠を基に、納得感のある目安額を提示できるようにして欲しいとのことでした。

さらに、使用者側の主張として、生産性の向上や価格転嫁も含む取引環境の適正化への支援等の充実が不可欠であること。また、各種統計等に基づく審議を行うべきこと。中小企業の賃金引き上げの実態を示し、3要素を総合

的に表している賃金改定状況調査結果のとりわけ第4表を重視しつつ、他の指標も勘案して目安審議を進めるスタンスであること。企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議していく必要があること等を主張されました。

結論として、小委員会では、両者の意見が一致せず目安の定めに至らず、政府の方針に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案して公益委員見解が取りまとめられました。公益委員の見解として、各ランクの引上げ額の目安は、Aランク31円、Bランク31円、Cランク30円、Dランク30円とされました。公益委員が留意した点は次のとおりです。賃金については、春季賃上妥結状況における賃金引上げの水準が反転していることに加え、今年の賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は平成14年以降最大のものであるものの当該結果には本年4月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性があること。労働者の生計費については必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案し、「今年4月の持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられる。さらに政府が出来る限り全国加重平均が1,000円以上となることを目指していることも踏まえて、可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましい。一方、通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、労働分配率が比較的に高い中小零細企業においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。そうした中で、最低賃金が企業の経営状況に関わらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクを引上げ額の目安を検討するに当たっては3.3%を基準として検討することが適当であると考えられるとされております。

その他、政府に対する要望、それから地方最低賃金審議会への期待等が書かれております。

会長

事務局から、今年度の目安についての答申の内容と、賃金改定状況調査の結果について説明がありました。何か御質問はありますか。

一同「特になし」の声

会長

続きまして議題（４）です。事務局が実施した最低賃金に関する基礎調査の結果について、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

資料No. 4からNo. 7について説明をさせていただきます。まず、資料No. 4の最低賃金に関する基礎調査報告書を御覧いただきたいと思います。表紙をめくっていただきますと調査の概要がございます。1の調査の範囲ですが、（１）に記載の産業を対象としまして、（２）のとおり製造業・新聞業・出版業は100人未満、その他の産業につきましては30人未満の常用労働者を雇用する小規模な民営事業場が調査対象となっております。右下の5の集計の（２）調査集計事業所数ですが、集計は本年度提出のあった調査票のうち、集計可能な1,465事業所の15,981人について集計しております。なお、記載はしていませんが、集計事業場の規模は5人以下が38%、10人以下が57%、12人以下になりますと72%、20人以下が85%、30人以下が97%となっております。裏面にまいりまして、（３）の地域別最低賃金の集計についてですが、別表2の集計産業区分の表のとおり集計しております。調査対象産業のうち、地域別最低賃金のみが適用されている産業の労働者、特定最低賃金額が適用されている鉄鋼・電気の2つの産業の労働者のうち特定最低賃金が適用されていない労働者、地域別最低賃金に埋没している5つの産業の労働者を加えたものを地域別最低賃金の対象として集計しております。

次に、（４）特定最低賃金の集計についてですが、特定最低賃金の適用が除外されている労働者を集計から外したうえで、特定最低賃金が設けられている7つの産業それぞれについて集計いたしました。別表3の特定最低賃金集計産業区分のとおり集計しております。

報告書の右側にインデックスが付いておりますが、インデックスの赤は地域別最低賃金、青が特定最低賃金の集計結果となっております。

赤いインデックスの上から2番目、地賃全産業についてです。千葉県最低賃金調査対象者についての結果についてで、最初のページが影響率のグラフになります。賃金を引き上げた場合に、調査対象の産業で、主に小規模な民営事業所の労働者にどのくらいの影響があるかをグラフで示したものです。

次のページは、賃金額ごとの労働者数を棒グラフにしたものです。例えば、1円単位で表示している中で、現在、適用されている労働者数が最も多いのが960円、その次が953円、その次が1,000円という状況になっております。その次のページからが総括表になります。賃金額の区切り方は、毎年、厚生労働省ホームページに掲載されている本調査の結果と同じにしております。現在適用されている最低賃金額の - 10円から + 50円までが1円刻み、+ 51円以

降は10円又は100円で区切っております。合計欄の上段は累積労働者数、下段の括弧書が累積労働者数の割合になります。現在の953円の場合の未満率は、1円手前の952円の欄にある未満率1.8%となります。影響率ですが、例えば953円を980円へ引き上げた場合、1円手前の979円の欄にあるカッコの中の19.2%となります。

次に、資料 5 についてですが、基礎調査における平成30年からの推移を表したものです。

資料 6 は、資料 4 の基礎調査結果の影響率を分かりやすく抜粋してまとめたものです。

資料 7 につきましては、これに基づく御報告をさせていただきます。資料にありますとおり、令和2年度の千葉県最低賃金額は生活保護の金額を上回っていたことを御報告いたします。

会長

ただ今の事務局の説明について、何か御質問はありますか。

一同「特になし」の声

会長

それでは、議題（5）の千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてです。特定最低賃金の改正申出について、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

資料 8 を御覧ください。現在、千葉県に設定されている7件の特定最低賃金について、各産業に属する労働団体の代表者から千葉労働局長に特定最低賃金改正の申出書が提出されました。申出書の内容を審査しましたところ、問題はございませんでした。また、本日、事務局の席に申出書の原本をお持ちしておりますので、必要がございましたら閲覧していただけます。

会長

それでは、労働局長から諮問がなされますので、お受けしたいと思います。

< 労働局長より会長に諮問文を手交 >

会長

事務局は諮問文の写しを配付してください。
確認のため事務局は諮問文の朗読をお願いします。

賃金指導官

< 諮問文朗読 >

会長

ただ今、労働局長から諮問を受けましたので、明日8月3日に第1回特別小委員会を開催し、労働団体から申出書の提出があった現行7業種の特定最低賃金について改正の必要性を審議することとします。

また、7月12日に開催された運営小委員会の決定により、意見陳述の申出があった場合には、8月2日の第428回本審議会において意見陳述を行うこととなっておりますが、労働者側から意見陳述について発言はございますか。

労働者側委員

8月3日の特別小委員会での意見陳述について、事前に調整を行いました。3業種ございまして、一般機械器具製造業について、Bから意見陳述させていただきます。精密機械器具製造業について、同じくBから意見陳述させていただきます。電気機械器具製造業について、Cから意見陳述させていただきます。

会長

使用者側は何かございますか。

使用者側一同「特になし」の声

会長

それでは、一般機械器具、精密機械器具、電気機械器具の3つについて、8月3日の特別小委員会において意見陳述を行うことといたします。

続きまして、議題(6)の今後の審議日程等について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

千葉県最低賃金の今後の審議日程につきまして御説明いたします。先ほど、

中央最低賃金審議会から目安の答申が出されたことについて御報告させていただいたところです。委員の皆様には、お忙しい中、申し訳ございませんが、既にB案としてお知らせしておりますとおり、本日この後、専門部会を開催させていただき、8月5日に本審議会を開催して答申をいただければと考えております。中央最低賃金審議会の目安が本日であったことを踏まえて、本日を含めて開催日を4日設けてありますが、皆様にはメールで予備的な開催日程について諮らせていただきました。万が一を考えて、予備日を設けることとお諮りしたいと思います。一定の出席がないと成立いたしませんので、会長と皆様の出席可能な人数を考え、8月12日（金）を予備日として設けさせていただきたいと思います。また、仮にこの日に答申が出た場合、異議申立の公示を15日間行い、8月23日以降に異議審を開催することとなりますが、8月31日が異議審の開催が可能な予備日となります。これらの予備日を設けていただいてもよろしいか、お諮りさせていただければと思います。

会長

開催は午前・午後のどちらでしょうか。

賃金室長補佐

8月12日、31日のいずれも午前9時30分から専門部会、午後1時30分から本審議会と考えております。

会長

8月5日までに決まらない場合は、予備日に実施するという事によろしいでしょうか。その場合、8月23日はなくなるということによろしいでしょうか。

賃金室長補佐

そうなります。

会長

ただ今の事務局からの報告について、御意見はございますか。

使用者側委員

5日に決まらない場合、12日が代わりの日ということになるわけですね。23日はなくなるということでもいいのでしょうか。

労働基準部長

全員が揃うのが8月5日ですので、この日を基本に考えております。8月12日はもしもの時に備えてなのですが、この日は既に欠席される委員がおられ、使用者側の欠席の方が多いです。8月23日は、特定最低賃金の諮問をさせていただき予定となっておりますので、特定最賃改正の必要性があるということになれば、23日に特定最低賃金の諮問をさせていただいて、同日から3週間空けて特定最低賃金の審議がスタートするということになりますので、23日は当然にはなくなならないということになります。そのうえで31日も集まることとなります。8月12日に決まった場合、15日間空けると8月30日になるのですが、この日は委員の皆様が揃わないことが判明しておりますので、31日に異議審を予定しております。

会長

労働者側はよろしいでしょうか。

労働者側委員

予備の開催日については理解したのですが、地域別最低賃金の発効日については10月1日施行と確認しているところ、予定が後ずれになっていくと思えますので、スムーズな意見交換をして、なるべく8月5日までには決めたいという思いがありますので、ぜひそこに合意ができるように進めていただければありがたいと思っております。

ちなみに8月31日まで延びた場合、特定最低賃金の審議の日程にも影響しますでしょうか。

賃金室長補佐

先程も申し上げましたが、8月23日は本来予定されている日でしたので、この日に異議審ができないということにはなりますが、特定最低賃金についてはこの日に予定どおり行えば遅れはないと見込んでおります。

労働者側委員

承知しました。

会長

ありがとうございます。使用者側はよろしいでしょうか。

使用者側委員

我々も予備日について、8月31日を含めて理解をいたしました。十分な審議を行うことは大前提ではありますが、当初の予定に、良い形になるように努めて参りたいと思います。

会長

ありがとうございます。我々公益委員としましても、是非そのような形になりますように調整させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から説明のあった日程で進めますので、よろしく願いいたします。

議題6のその他ですが、委員の皆様から何かございますか。

一同「特になし」の声

会長

よろしいですか。事務局から何かございますか。

賃金室長

昨日夜、事務局から委員の皆様にもメールで送付させていただいた運営規程の改正について諮らせていただきます。昨今、コロナウイルスへの感染が拡大し、なかなか収束をみせないところでありまして、審議会を開催するにあたって、万が一、定足数、皆さんが集まらない場合に、何とか会議ができる方法はないかと事務局で検討したところ、パソコンなどからZoomやSkypeなどのテレビ会議システムを使って審議ができないかと。テレビ会議を行うことでリスクが回避できるのではないかと考えました。問題点としては、それぞれ忌憚のない意見、例えば非公開で行う場合もあることです。これを行うにあたっては、審議会、運営小委員会、専門部会、特別小委員会の各規程について、テレビ会議システムによる参加も可とする旨の改正が必要となります。お手元の資料 14の1から4にて改正案を配付させていただきました。この改正について諮らせていただきます。

会長

事務局から説明のありましたオンライン会議を使用する場合の運営規程の見直しについて、何か御意見はございますか。

一同「意見なし」の声

会長

では、実施できるように見直しをすることになります。
その他はよろしいですか。

賃金室長

その他の資料について御説明をさせていただければと思います。資料番号が付いていない資料、連合の7月5日付けプレスリリースと日本経済団体連合会の春闘妥結状況を配付させていただきました。

連合の資料につきましては、平均賃金改定方式で4,994組合の定昇相当見込み賃上げ計で、加重平均6,004円、2.07%増との結果でございます。また、賃上げが明確に分かる2,213組合の賃上げ分は1,864円、0.63%増で、うち中小組合の1,376組合について1,772円、0.72%増という結果でございます。

日本経済団体連合会の春闘妥結状況ですが、135社の総平均で7,562円、2.27%増ということでございました。また、製造業122社の平均で7,451円、2.28%増、非製造業13社の平均で8,076円、2.20%増ということで、資料として配布させていただきました。

また、資料No.11、県内経済情勢について関東財務局が7月に判断した状況ですが、総括判断として、県内経済は一部に弱さはみられるものの緩やかに持ち直しているという判断となっております。

会長

以上でよろしいですか。
それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。